

随意契約による見積り依頼について

(025 セ委第 1 4 - 4 号江戸川幸手地点河川状況調査業務委託)

標記について、埼玉県公営企業財務規程第 137 条の 3 第 2 項に基づき、その内容を下記のとおり公表する。

記

1 契約の目的

夏季の江戸川において発生する、かび臭や魚卵の流下等の水質異常を早期に把握する。

2 契約の履行方法

江戸川関宿橋において河川状況の調査を毎日実施する。
幸手放水路において採水を行い、
指定する期日に埼玉県水質管理センターへ送付する。

3 契約の履行期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 10 月 10 日まで

4 契約の履行場所

幸手市中島地内 ほか

5 契約相手方の決定方法及び選定基準

随意契約（地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号）
履行場所を管轄するシルバー人材センター

6 見積書の提出期限及び提出方法

令和 7 年 5 月 19 日 午前 10 時
郵送又は電子メール

令和 7 年 5 月 2 日

埼玉県公営企業管理者 板東 博之
(公印省略)